

## 第4章 史跡の現状と課題

第4章では、新居関跡の現状と課題について、「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目に分けて整理する。

### 第1節 保存管理の現状と課題

#### (1) 特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題

第3章第4節で整理したとおり、特別史跡指定地内には、「A 本質的価値を構成する枢要な要素」、「B 本質的価値の理解を促進する要素（調査に基づく復元建造物）」、「C 史跡等の保存活用に資する要素」、「D その他の要素」の4種類の要素が所在しており、それぞれの特性に合わせた保存管理を行う必要がある。また、特別史跡指定地の周辺は海拔が低い住宅密集地であり、常に災害等のリスクにさらされている。

以上を踏まえ、特別史跡指定地全体の保存管理における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・特別史跡指定地全域の公有地化が完了している。
- ・特別史跡指定地内に国有地（国道301号）と市有地がある（図2-2, 図4-1）。
- ・第3章第4節に記載のとおり、特別史跡指定地内に史跡を成り立たせるA～Dの4種類の構成要素が存在しており、それぞれの性格に応じた保存管理を日常的に行っている。
- ・住宅密集地内に位置しており、特別史跡指定地内には関所建物や復元建造物などの木造建造物が多数存在している。
- ・特別史跡指定地の標高は、海拔2.0～2.6mであり、全域が津波の浸水区域に指定されている。湖西市が作成したハザードマップでは、南海トラフ地震などの巨大地震による津波の浸水深は、最大で2～3mに及ぶことが予想されている。



図4-1 国有地（歩道部分）と市有地

#### 課 題

##### ➤ 保存管理方針および現状変更等の許可基準が未策定である

- ・特別史跡指定地内の公有地に、国有地と市有地があり、土地ごとの保存管理方針や、現状変更等の許可基準等が整理されていないため、き損への対応の遅れや無断現状変更などのおそれがある。
- ・特別史跡指定地内に存在する構成要素ごとの保存管理の方法や方針が整理されていないため、場当たりの手法を執らざるを得なくなっている。

##### ➤ 地震や津波などの災害による本質的価値のき損が危惧される

- ・関所建物の耐震診断実施歴がないため、耐震性能が不明であり大地震の際に倒壊するおそれがある。また、特別史跡指定地全域が津波の浸水区域に含まれているため、津波による損傷や部材の流失等が危惧される。
- ・木造建造物が多いため、特別史跡指定地内からの出火や、周辺住宅地で生じた火災の延焼により、関所建物がき損する危険がある。

#### (2) 本質的価値を構成する枢要の要素の保存管理における現状と課題

特別史跡としての本質的価値を構成する要素として、関所建物、地下遺構および地下に包蔵されている遺物が挙げられる。これらの要素にき損が生じた場合、特別史跡としての価値が損なわ

れるため、構成要素の中で最も適切に保存管理を行うべきものである。

以上を踏まえ、本質的価値を構成する要素の保存管理における現状と課題を以下に示す。

## 【関所建物】

### 現 状

- ・新居関跡の関所建物は、昭和 46～47 年（1971～1972）に半解体修理を実施して以降、本格的な修繕を行うことなく現在に至っている。
- ・関所建物や復元建造物に損傷が生じた場合は、損傷箇所の確認後、き損届や復旧届、現状変更許可申請の提出等、必要な手続を経たうえで速やかに修繕を実施している。

### 課 題

#### ➤ 建物の正確な状態把握ができていない

- ・専門家による定期的な建物診断調査や躯体についての調査・点検を実施していないため、現在の関所建物や復元建造物の状態が不明確であり、関所建物の解体修理や、復元建造物の大規模修理を適切な時期に実施できない可能性がある。

#### ➤ 現状変更の取扱基準が定められていない

- ・関所建物の部分・部材ごとの保存方針や、現状変更の取扱方針が定められておらず、き損等への早期対処や円滑な保存管理に支障が生じている。

## 【地下遺構・地下に包蔵されている遺物】

### 現 状

- ・地下遺構は現在の地表面から 10～100cm 地下に広がっている（図 4-2）。
- ・関所建物が江戸時代から存続しており、旧地表のままであるため、保護層が薄い場所がある（図 4-2）。
- ・市有地部分の発掘調査は既に終えており、埋め戻し後、保護層を確保したうえで復元整備を行っている。
- ・国道 301 号北側の歩道部分は江戸時代の絵図により地下遺構の存在が確実視されたため、平成 26 年（2014）に発掘調査を経ずに追加指定された。
- ・国道 301 号の歩道部分の舗装工事は、平成 26 年（2014）に当該地が特別史跡へ追加指定された後に実施している。舗装工事にともない、現況の地表面から 24cm 地下まで掘削したが、すべて表土層に収まるものであったため、歩道部分の地下遺構は現在も舗装下に保存されている。
- ・市道部分では、北側柵形土塁や大御門に関係する遺構が見つかっており、国道 301 号部分同様、舗装下に保存されている。
- ・道路部分の地下には電線や水道管等のインフラ設備が存在している。
- ・構内の植栽による地下遺構への影響についての調査は未実施である。

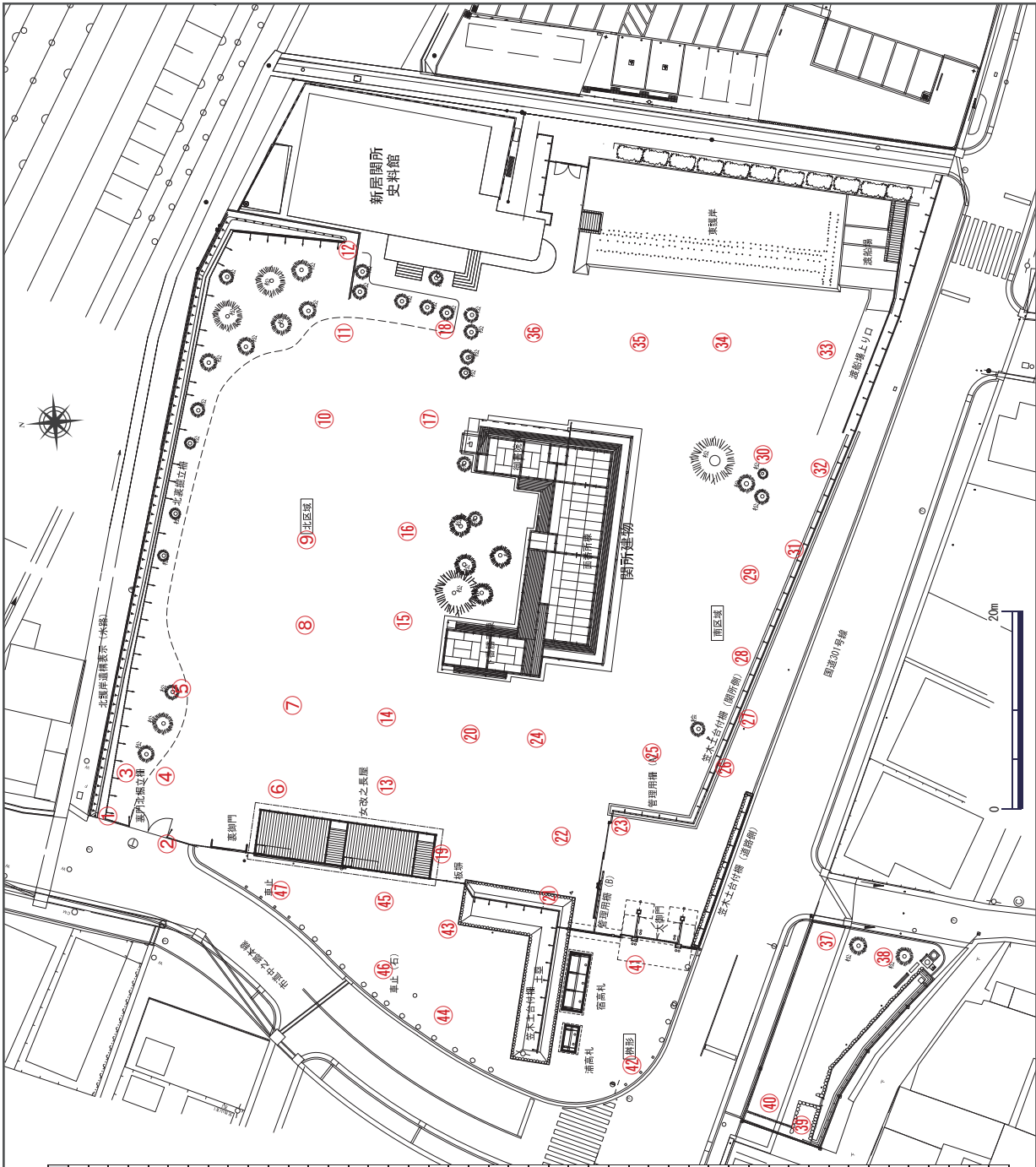
### 課 題

#### ➤ 地下遺構の正確な状態把握ができていない

- ・国道 301 号北側歩道部分は、地下遺構の残存状況が不明である。
- ・新居関所に関連する地下遺構は、新居関跡南側の宅地部分にも広がっていると考えられる。しかし当該地の大部分が未調査であるため、その地下遺構についての詳細は不明である。
- ・植栽の根が著しく生長し、地下遺構に悪影響を与えている可能性がある。

#### ➤ 工事により地下遺構をき損するリスクがある

- ・保護層が薄い場所では、工事等の際に地下遺構をき損するおそれがある。
- ・国道 301 号部分では、道路管理者である浜松土木事務所が主体となる道路工事のほか、地下に埋設されている電線や水道管等のインフラ設備の更新にもなう現状変更等により、地下遺構をき損する可能性がある。また、市道部分についても同様のことが危惧される。



(単位:m)

番号	現在の標高	遺構高	保護層の厚さ
1	2.48	1.48	1.00
2	2.34	1.48	0.86
3	2.46	1.48	0.98
4	2.35	1.65	0.70
5	2.37	1.65	0.72
6	2.39	1.80	0.59
7	2.44	1.80	0.64
8	2.42	1.80	0.62
9	2.36	1.75	0.61
10	2.33	1.70	0.63
11	2.34	1.70	0.64
12	2.37	2.05	0.32
13	2.48	2.00	0.48
14	2.45	1.90	0.55
15	2.37	1.80	0.57
16	2.36	1.80	0.56
17	2.37	1.80	0.57
18	2.38	1.80	0.58
19	2.50	1.80	0.70
20	2.50	1.96	0.54
21	2.54	1.83	0.71
22	2.56	2.12	0.44
23	2.55	2.19	0.36
24	2.46	2.10	0.36
25	2.41	2.11	0.30
26	2.36	2.06	0.30
27	2.36	2.06	0.30
28	2.39	1.88	0.51
29	2.29	1.89	0.40
30	2.49	1.89	0.60
31	2.20	1.71	0.49
32	2.20	1.81	0.39
33	2.03	1.77	0.26
34	2.05	1.95	0.10
35	2.15	2.05	0.10
36	2.27	2.15	0.12
37	2.40	2.1	0.30
38	2.32	1.92	0.40
39	2.59	2.02	0.57
40	2.57	2.1	0.47
41	2.31	2.05	0.26
42	2.31	1.85	0.46
43	2.45	1.83	0.62
44	2.44	1.85	0.59
45	2.43	1.89	0.54
46	2.42	1.85	0.57
47	2.45	1.80	0.65

図 4-2 保護盛土の現況図

### (3) 防災における現状と課題

新居関跡は、立地や周辺環境から常に災害の危険にさらされており、関所が設置されてから現在に至るまで、何度も災害による被害を受けてきた。今後、地震や津波、火災によるき損から特別史跡を保護し、災害時の被害拡大を防ぐため、平常時における防災体制の整備や、建物の状態把握を進める必要がある。

以上を踏まえ、防災における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【防災・防火体制】

- ・ 現行の防災体制は「新居関所・新居関所史料館避難計画」に整理されている。
- ・ 毎年1月に実施する文化財防火デーでは、湖西市の文化財担当課、消防署、消防団、泉町自主防災会および新居関所防火協力隊、ボランティアガイド団体である「新居宿史跡案内人の会」の計6団体合同で防災訓練を行い、防火管理体制や防火設備の扱い方について確認を行っている（図4-3-1、図4-3-2）。
- ・ 火災発生から消防が到着するまでの初期消火は、文化財担当課職員や新居関所防火協力隊、周辺住民により構成される泉町自主防災会が、施設内の消火栓や消火器を用いて行う必要がある。



図 4-3-1 文化財防火デー



図 4-3-2 文化財防火デー

##### 【耐震診断・構造調査】

- ・ 関所建物の小屋裏にある小壁の一部は軽量鉄骨により補強がされている。
- ・ 耐震診断や、耐風性についての構造調査等はこれまでに実施していない。
- ・ 関所建物の調査は昭和46～47年（1971～1972）の半解体修理の際に実施している。

#### 課 題

##### ➤ 防災・防火体制が徹底されていない

- ・ 災害時の防災体制や日常の防火体制が、関係者間で周知・徹底されていないため、有事の際に対応が遅れる可能性がある。
- ・ 大規模災害や火災が発生した際に、関所建物や地下遺構のき損や焼失を防ぐための策が整理されていないため、有事の際に対応が遅れる可能性がある。

##### ➤ 非常災害や火災により本質的価値がき損する危険性が高い

- ・ 関所建物の耐震診断や耐風に関する調査歴がなく、災害発生時の安全性が不透明である。
- ・ 地震や津波により関所建物の全壊が危惧されるが、災害後の復旧を目的とした調査や資料作成等を行っていないため、復旧にかなりの時間を要することが予想される。

## 第2節 活用の現状と課題

### (1) 特別史跡全体の活用における現状と課題

新居関跡の歴史性や価値について、より理解しやすい形での普及・啓発を行うためにVR等を用いた体験事業や劇の実施、パンフレットや書籍といった刊行物の作成等の事業を行っている。以上を踏まえ、特別史跡全体の活用における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・ 現在の新居関跡は、埋立てにより浜名湖に面した景観が失われており、船会所や土蔵等の復元整備も完了していないため、来館者には新居関所史料館の受付でタブレット端末を貸し出し、VR空間上に再現された江戸時代の新居関所を体験できるようにしている（図4-4）。
- ・ 本計画策定時に実施した見学者アンケートでは、江戸時代の関所改めの様子を知ることができるコンテンツの要望が挙げられている。
- ・ 令和元年（2019）に実施したイベントでは、新居宿史跡案内人の会と協力し、関所改めの様子を演じた劇を、関所建物を用いて上演した。
- ・ 企画展の内容に応じて、図録の作成や販売を行っている。
- ・ 昭和58年（1983）には、新居関跡の概説書として「街道と関所」を刊行している。



図4-4 VR体験

#### 課 題

##### ➤ 江戸時代の新居関所を体感し、理解できるコンテンツが不足している

- ・ VR体験は新居関所史料館で貸し出している5台の端末でしか行うことができないため、大人数が同時に体験することができない。
- ・ 江戸時代の関所改めや今切渡船の様子を体感できる活用事業が少なく、過去に実施した事業も一回限りの開催で終了しているため、本質的価値の理解につながりにくい。

##### ➤ 新居関跡の理解につながる刊行物が不足している

- ・ 新居関跡の概説書は昭和58年（1983）に発行した「街道と関所」以降作成しておらず、こども向けの刊行物もこれまでに作成していないため、本質的価値の十分な発信ができていない。

### (2) 個別要素の活用における現状と課題

新居関跡の歴史的価値を広く、分かりやすく伝えるうえで、本質的価値と深い関わりをもつ「関所建物」「復元建造物」「地下遺構」の3種類の構成要素を、どのように活用していくかが重要である。一方で、不適切な活用によるき損の可能性が存在するため、活用事業を実施する際は、本質的価値が保存されることを前提とする必要がある。

以上を踏まえ、構成要素の活用における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【関所建物】

- ・ 関所建物の書院棟と面番所棟は見学者に開放しており、内部には関所役人の改めの様子を表した時代人形や関所武具等を展示している。
- ・ 下番勝手は、新居宿史跡案内人の会の倉庫として利用しており、内部公開をしていない。そのため、下番勝手から入室する同心休息所は、屋外からの見学しかできない（図4-5）。



図 4-5 下番勝手内部より同心休息所をみる



図 4-6 使用および公開していないトイレ内部

- ・昭和 32 年（1957）の書院棟の意匠整備の際、江戸期の図面に便所が描かれている場所に現代様式の見学者用便所を増設したが、現在は使用および公開をしていない（図 4-6）。

#### 【復元建造物】

- ・平成 25 年度に高札場を、平成 26 年度には大御門と枳形広場を整備した。いずれの施設も無料で見学することができ、特に大御門は歩道上に位置する新居関跡のランドマークとして、観光客の記念撮影スポットとなっている。
- ・江戸時代の建物意匠や建築構造についての展示を目的として、令和元年度に、江戸時代の建築技法を用いた女改之長屋の復元整備を行った。女改之長屋は南北に 2 棟が連結する構造で、南側では発掘調査や復元整備に関する展示を行っており、北側は主にワークショップ等を開催する際の講座スペースとして使用している。また、必要に応じて古文書などの閲覧やメディアへの取材対応等にも利用している。

#### 【地下遺構】

- ・女改之長屋では、発掘調査について解説したパネルや出土遺物の展示を行っている。
- ・発掘調査で見つかった地下遺構は、現在保護盛土下に保存されている。

### 課 題

#### ➤ 関所建物の全面公開ができていない

- ・下番勝手と同心休息所、書院棟便所を公開していないため、関所機能や建物の全容について見学者に十分に伝えられていない。

#### ➤ 復元建造物や地下遺構の理解につながる活用事業が不足している

- ・復元建造物の構造を解説した展示やキャプション、ワークショップが少なく、見学者に対して復元建物の特徴や復元整備の意義を十分に伝えられていない。
- ・地下遺構についての説明看板や展示が少なく、特別史跡としての価値を見学者に十分に伝えられていない。

### （3）新居関所史料館での活用事業における現状と課題

新居関所史料館は「新居関所史料館設置条例」に基づいて設置されており、新居関所に関する資料並びに宿場、街道、民俗等資料の収集、保管および展示に関することや、資料に関する専門的調査および保管展示についての技術的研究の実施等を目的としている。昭和 51 年 11 月 3 日の開館以降、特別展の開催や構内でのイベントの企画・運営、新居関所に関する冊子の刊行など、数多くの活用事業を、前述の目的に沿って実施してきた。

以上を踏まえ、新居関所史料館での活用事業における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・新居関所史料館は特別史跡指定地内に所在しており、新居関跡の構内を見学するためには、先に新居関所史料館で入館料金を支払う必要がある。
- ・新居関所史料館の令和3年度の来館者数は12,261人である(図4-7)。また、近年では年間パスポートを導入し、リピーターの確保に努めている。

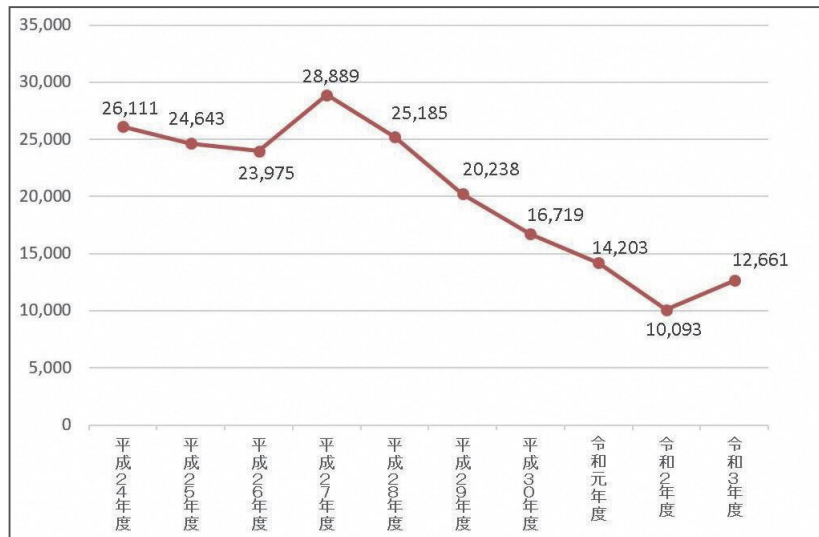


図4-7 来館者数推移(単位:人)

- ・新居関所史料館の常設展示室は1階と2階にある。1階は「街道と関所」と「海の関所新居」をテーマにしており、新居関所の変遷と機能について紹介している。2階では「旅と宿場」をテーマとしており、宿場に関連する資料を展示している(図4-8、4-9)。
- ・2階の一部を企画展示室としている。企画展は毎年4～6回程度実施しており、昭和52年度から令和3年度までに計153回開催している。企画展は特別史跡や新居関所に関する内容だけでなく、新居宿や白須賀宿などの宿場に関する展示や、浮世絵の展示なども行っている。
- ・視聴覚展示は常設展では行っていないが、企画展では、テーマに応じて職員が作成した映像等を展示する場合がある。
- ・受付では新居関所や浮世絵をモチーフとしたポストカードやクリアファイル、マグネット、図書カード等のグッズや、企画展図録の販売を行っている。また令和4年度からは、地元観光協会の依頼を受けて東海道御宿場印状の販売を行っている(図4-10)。



図4-8 史料館1階展示室



図4-9 史料館2階展示室

## 課 題

### ➤ 来館者数が減少している

- ・定期観光バスの廃止、平成24年(2012)の新東名高速道路の開通にともなう人の移動の変化などが続き、来館者数は継続して減少傾向にある。また、新居関跡を訪れるリピーターの数は少ない傾向にある。

### ➤ 展示内容が固定化している

- ・昭和61～62年度に新居関所史料館の増改築工事を実施して以来、壁面の解説パネルを更新してい

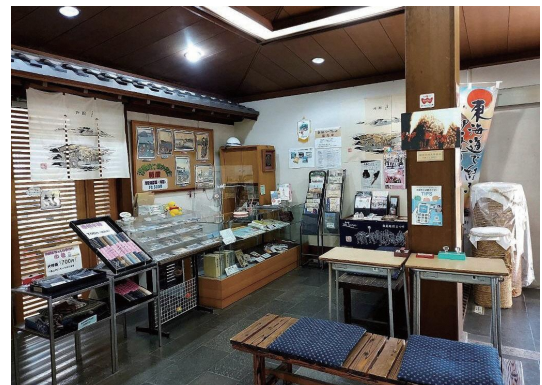


図4-10 史料館1階販売コーナー

ないため、最新の研究成果が解説できていない。

- ・キャプションの内容が難解であり、誰もが理解できる展示になっていない。また、館内のキャプションや案内看板は多言語化されておらず、一部の文面は文字が小さく読みにくい表示になっている。
- ・常設展の展示替えを長期間実施していない。
- ・資料とキャプションを並べる展示が主であり、常設の視聴覚展示がないため、やや単調な展示内容となっている。
- ・常設展は、新居関所の機能や新居宿に関する展示が主であり、地下遺構や構内の建造物など、特別史跡の理解につながる内容が少ない。

#### ➤ミュージアムグッズが不足している

- ・ミュージアムグッズの新規開発や販売は長らく実施しておらず、所蔵する資料や、これまでの調査研究成果を反映した魅力的な商品販売が行えていない。また、地域住民からは物販の要望が挙げられるが、十分に応えられていない。

### (4) イベント面での活用における現状と課題

新居関跡に関係するイベントには、特別史跡指定地内で湖西市が主催するイベントと、新居宿や新居関所史料館駐車場で民間組織が主催するイベントの2種類がある。イベントの開催は、新居関跡へ訪れたことがない新規層や、地域住民、リピーター等、幅広い層の誘客が期待できる一方で、特別史跡指定地内で実施する場合は、本質的価値の保存について考慮する必要がある。

以上を踏まえ、それぞれのイベント事業における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【特別史跡指定地内で開催するイベント】

- ・毎年8月21日の「県民の日」と毎年11月3日の「新居関所史料館開館記念日」には特別史跡の無料開放を実施している。特に開館記念日には、地元住民の関所への理解と愛着を深めることを目的に、ボランティアガイド団体である新居宿史跡案内人の会による時代衣装での案内や、湖西市文化協会会員である「煎茶会」による茶会席を開催している(図4-11)。



図4-11 開館記念日の茶会席

##### 【特別史跡指定地周辺で開催されるイベントとの連携】

- ・JR東海が主催する「さわやかウォーキング」では毎年新居関跡がコースに組み込まれており、市ではウォーキング参加者に対する新居関所史料館入館料の減免等を実施している。
- ・新居関跡周辺のにぎわいづくりを目的とした「きらく市」が、きらく市実行委員会により毎月1回(8・9月を除く)新居関所史料館駐車場で開催されており、花苗や飲食物の販売、じゃんけん大会等が行われている。
- ・令和4年度は新居町商工会主催の産業まつり「あらいじゃん」が新居関跡の駐車場を主要会場として実施されている。

#### 課 題

##### ➤イベント開催時の普及啓発活動が不足している

- ・無料開放に合わせて訪れた見学者への解説は新居宿史跡案内人の会に依存しており、市による主体的な取組が希薄である。



- ・イベント時の見学者を対象とした普及・啓発活動を実施していないため、開催日に一時的に見学者数は増えるものの、新居関跡の歴史性や特別史跡としての価値について十分に伝えられていない。

#### (5) 教育分野での活用における現状と課題

新居関跡は観光客だけでなく、湖西市内外の小・中学生の利用も多い。近年では、見学者数の向上や郷土愛の醸成につなげるために、特に教育機関向けの事業に力を入れている。

以上を踏まえ、教育分野での活用における現状と課題を以下に示す。

##### 現 状

- ・令和2年度からは、教育機関を対象とした「新居関所 de 学習プラン」を展開している（図4-12）。この学習プランは新居宿史跡案内人の会による説明を基本としつつ、オプションとして様々な体験学習を行うことができるもので、小中学生向けと園児向けの計2コースを設定している。実施件数は令和2年度が2件、令和3年度が4件だったのに対し、令和4年度が11件であり、増加傾向にある。



図4-12 学習プラン実施

- ・令和4年度からはNPO法人キッズアートプロジェクトしずおかに入会し、ミュージアムパスポート事業を展開している。ミュージアムパスポートは県内の全小学校に配布されており、新居関所史料館の受付で提示すれば無料で入館することができる。
- ・市内の小中学校では、新居関所や新居宿について学習する時間が設けられており、新居関跡が総合学習の場として利用されている。

##### 課 題

###### ➤ 学習プランの実施内容についての検討が不足している

- ・学習プランについての利用者アンケートや、実施内容の評価・見直しなどの作業を実施していないため、利用者のニーズが十分に把握できていない。
- ・低学年向けの内容が中心であるため、小学校の学習プランの利用者数は増加傾向にあるが、中学校や高等学校の利用数は少ない。
- ・学習プランの利用者数増加にともない、学習プランの担い手の数が不足している。

###### ➤ 学習コンテンツの充実化や教育機関向けの周知、デジタル教材の提供が十分にできていない

- ・現在発信している学習コンテンツは、新居関跡の機能についての内容が中心であり、新居宿の歴史や災害史など、江戸時代の新居地域の総合的な理解につなげていない。
- ・ミュージアムパスポートの周知が不足しているため、利用者数が少ない。
- ・学習の場としての利用を促進するために、様々な事業や企画を展開しているが、教育機関への周知が不足している。
- ・GIGAスクール構想にともない、市内の小中学校でタブレット端末の利用が進んでいる一方で、新居関跡に関するデジタル教材の提供ができていない。

#### (6) 周辺の文化財や施設と連携した活用における現状と課題

新居関跡周辺には、秋葉灯籠や江戸時代から続く寺社など、新居宿に関する文化財が数多く存在している。特に湖西市指定有形文化財である新居宿旅籠紀伊国屋資料館や、国登録有形文化財

である小松楼まちづくり交流館は、どちらも近在していることから、新居関跡と併せて訪れる見学者が多い。また、新居関跡の周辺には飲食店が数多く営業しており、この飲食店を目当てに新居宿へ訪れる地元住民や観光客も多く存在する。

以上を踏まえ、周辺文化財や施設との連携における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

### 【周辺文化財】

- ・新居宿旅籠紀伊国屋資料館は新居関跡と歴史的なつながりが深く、どちらも湖西市が所有する施設であるため、新居関所史料館との共通入館券をそれぞれの施設で販売している。旅籠紀伊国屋資料館の内部では、旅籠や新居宿に関する展示を行っている。
- ・新居宿内の文化財や、大元屋敷遺跡等の新居関跡に係る史跡を巡る町歩きイベントを平成 18、19、30 年度に実施している（図 4-13）。

### 【周辺施設】

- ・新居関跡が観光拠点であるという認識を強めるとともに周辺の飲食店や街並みを目当てに訪れた観光客を新居関跡へ誘導することを目的として、新居関所史料館第 2 駐車場の無料開放を実施している（図 4-14）。

## 課 題

### ➤見学者の周遊性を高めるための活用事業が不足している

- ・周辺に所在する寺院や秋葉灯籠などの文化財と、新居関跡を関連付けた歴史ストーリーの構築や、町歩きルートの考案を行っておらず、地域全体を周遊するための活用事業が不足している。
- ・新居関所史料館と旅籠紀伊国屋資料館の双方で連携した展示やイベントが十分に実施できていない。
- ・過去に開催した町歩きイベントは、すべて一回限りで終了してしまっている。

### ➤駐車場利用者を新居関跡へ誘導できていない

- ・駐車場を利用した観光客を新居関跡へ誘導するための効果的な取組が不足しているため、周辺の飲食店を利用した後、新居関跡を訪れない観光客が多い。

## （7）ユニークベニューの活用における現状と課題

ユニークベニューとは、歴史的建造物や博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議やイベント等を実施し、特別感や地域性を演出することを目的に、本来の用途とは異なるニーズに応えて特別に貸し出される会場のことである。新居関跡においても、ユニークベニューとしての利用を希望する団体からの問合せが過去に複数回あり、中には実際に利用を許可した事例もある。

以上を踏まえ、ユニークベニューの活用における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・ユニークベニューを実施する際の条件等を定めていないため、イベントの開催希望者には、通常の入館料の支払と、開館時間内での事業実施を条件に使用を許可している。



図 4-13 秋葉常夜灯ウオーク  
(平成 18 年度)



図 4-14 第2駐車場

- ・コスプレやよさこい踊り、高校の三味線部の演奏会などの際に、新居関跡を撮影場所として提供している。

## 課 題

### ➤ 利用基準が未策定である

- ・利用条件や料金等の制定や周知を行っておらず、利用希望者側で事業内容や実施可能性についての検討ができない。また、開催許可の判断にも時間を要している。
- ・特別史跡指定地内には木造建造物が多いため、不適切な利用により特別史跡がき損するおそれがある。

## (8) 広報活動における現状と課題

新居関跡で現在行っている広報活動には、市の広報紙やウェブサイトを用いる能動的な広報活動と、新聞社やテレビ番組等での取材や雑誌への掲載など、外部組織からの依頼に対応する受動的な広報活動があり、企画展やイベントの開催時には両者を併用して周知を行っている。また、過去には冊子上での有料広告を実施していたが、近年では動画投稿サイトや SNS を用いた情報発信に広報の比重を移している。

以上を踏まえ、広報活動における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・新居関跡で開催する企画展やイベント等の広報は、市が発行する広報紙を中心に、市の公式ウェブサイトや新居関跡の公式 SNS アカウント、民間のイベント情報サイトやメディアへの情報提供を通して行っている。
- ・教育機関への広報は、市内外の小中学校へのチラシ配布や湖西市ウェブサイト、静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」で行っている。
- ・公式 SNS では、新居関跡の特別展や周辺に所在する文化財の紹介を行っている。また、動画配信サイトを用いて、新居関跡の観光案内動画や空撮映像を公開している。
- ・周辺地域の観光拠点であるため、雑誌やテレビ番組などのメディアで取り上げられることも多く、その際には取材への対応や資料・撮影場所の提供等を実施している。

## 課 題

### ➤ 広報手法や内容が限定的である

- ・広報媒体が固定化されており、新規層の獲得につながっていない。
- ・湖西市が能動的に行う広報活動は、公式ウェブサイトや市内の広報紙、メディアへの情報提供のみであり、多様な手法による広報活動ができていない。
- ・県外メディアへの情報発信力が低く、効率的な集客につながっていない。
- ・取材やロケーション撮影における利用方法を知るためには、湖西市文化観光課か新居関所史料館へ直接問い合わせる必要があり、利便性の向上が必要である。
- ・動画配信サイトを活用した広報活動が不十分である。
- ・新居関所史料館の展示やイベントに関する情報や、周辺の文化財および歴史についての情報発信が中心であり、歴史ファン以外の集客につながっていない。
- ・全国で最初に史蹟指定をされたという点や、特別史跡としての価値についての周知が不足している。

## (9) 関係する関所や博物館との連携における現状と課題

新居関跡と深く関係する箱根関跡(神奈川県足柄下郡箱根町)と福島関跡(長野県木曾郡木曾町)

は、いずれも資料館が併設されており、イベントや企画展の際に交流を行ってきた。また、東海道の沿線に所在する自治体の博物館では、東海道や宿場といった江戸時代の交通史について展示している場所も多い。

以上を踏まえ、関係する関所や博物館との連携における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・江戸時代の重要関所を有する縁から、福島関所が所在する長野県木曾町とは旧新居町時代の昭和54年（1979）から双方の児童交流を継続している。また令和4年（2022）には、木曾町と湖西市の文化交流親善友好都市宣言10周年を記念し、これまでの交流を振り返るパネル展を新居関所史料館と福島関所資料館の双方で開催した。
- ・企画展の内容により、関係する館との展示資料の貸借を行っている。また、SNSや広報面での連携も図っている。

## 課 題

### ➤他館との連携が不足している

- ・江戸時代の関所を有する自治体や、交通史や東海道に関する展示を行っている史料館と連携した展示活動や広報活動が継続的に実施できていない。

## (10) 新居関所史料館所蔵史資料や調査・研究成果の活用における現状と課題

新居関跡に関係する資料のうち、湖西市が所有するものはすべて新居関所史料館内の収蔵庫に保管されており、必要に応じて館内の展示や、調査研究等に活用している。また、これまでの発掘調査や文献調査の成果は、企画展への反映や、調査報告書の刊行などを通して公開を行ってきた。

以上を踏まえ、史資料および調査研究成果の活用における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

- ・資料の閲覧希望や雑誌・書籍への掲載希望があった場合には、申請内容について確認のうえ、個別に許可・不許可を判断している。
- ・新居関所史料館が所蔵する資料は、平成9年（1997）に刊行した『館蔵図録Ⅰ 関所手形』や、平成19年（2007）に刊行した『新居関所史料館所蔵資料目録』に掲載している。
- ・新居関所に関する古文書や浮世絵などの資料は、新居関所史料館での展示や他館で実施される展示への貸出しを通して公開を行っている。
- ・湖西市が主体となり実施した過去の学術調査の成果は報告書の刊行や、企画展へ反映することで公開している。

## 課 題

### ➤資料の利便性が低い

- ・資料の利用方法を一般向けに周知しておらず、利用者にとって不便な状態となっている。
- ・平成9年（1997）以降は、新居関所史料館所蔵資料についての書籍を刊行しておらず、新居関所に関する資料を総合的に整理した刊行物やデータベースがないため、調査・研究活動を行ううえでの支障となっている。

### ➤調査・研究活動や研究成果の周知が不十分である

- ・湖西市主体での学術調査や、調査成果の周知が不十分であるため、特別史跡の価値を十分に周知できていない。

### 第3節 整備の現状と課題

#### (1) 特別史跡指定地全体の整備における現状と課題

第2章第5節に記載のとおり、新居関跡では江戸時代の関所空間を見学者へ視覚的に伝えるために、平成13年度から継続して特別史跡指定地内の復元整備を実施している(図2-33)。一方で、整備事業の実施期間が当初の計画から大幅に延長しており、本計画策定時点でも船会所や土蔵などの主要建物の復元が完了していない。

以上を踏まえ、特別史跡指定地全体の整備における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・新居関跡での整備事業は、平成12年(2000)に作成した基本計画および、平成16年(2004)に作成した『特別史跡新居関跡保存整備 構内整備基本設計報告書』(以下、基本設計)、平成19年(2006)3月に『平成18年度特別史跡新居関跡保存整備基本設計報告書』に基づき進めている。
- ・今切関所平面図には、下番勝手棟北側と船会所東側にそれぞれ便所が描かれており、過去には発掘調査を実施しているが、明確な遺構は見つかっていない。
- ・基本計画および基本設計ではSTEP1～3の段階的な整備の実施を計画していたが、STEP2で復元予定だった船会所、土蔵の復元整備のほか、上番勝手棟や井戸等の平面表示および関所飾り、板塀や柵、路地口の整備が完了しておらず、STEP3で計画していた大御門の復元と柵形の表示が先に完了している(図1-3, 図2-33)。

#### 課 題

##### ➤主に財政的な理由から構内の復元整備および平面表示の整備が停滞している

- ・復元検討委員会での審議は済んでいるものの、財政的な問題から船会所や土蔵の復元整備が未着手となっている。また、上番勝手棟や井戸の平面表示および関所飾り、関所構内を南北に区切る板塀や柵、路地口の整備が未実施であるため、江戸期の新居関所の全体像を視覚的に示すことができていない。
- ・下番勝手棟北側と船会所東側に附属する便所の整備は基本計画で明確に言及しておらず、整備実施の可否や方法についての検討を行っていない。
- ・基本計画および基本設計で示した整備計画と、現在の達成状況に大きなズレが生じている。
- ・新居関所史料館が入口と出口を兼ねている現在の動線では、見学の順路が分かりにくい。また、江戸時代の動線と現在の見学ルートが異なっている。

##### ➤既存施設の劣化や維持管理コストの高額化が顕著である

- ・新居関跡の復元整備が長期間に及んでいるため、過去に整備を行った復元建造物や特別史跡指定地内の施設に劣化が生じており、特に近年では、着色防腐剤の色落ちやシロアリ被害が顕著である(図4-15)。このため、維持管理に要するコストが増加している。



図4-15 劣化した柵

#### (2) 保存のための整備における現状と課題

保存のための整備として、防災・防犯設備の整備や、特別史跡の管理に必要な施設の設置、き損の原因となる要素の除去などが挙げられる。保存のための整備は新居関跡を後世へ確実に残していくうえで最も重要であるため、湖西市では必要に応じてこれらの設備の整備を継続的に実施している。

以上を踏まえ、保存のための整備における現状と課題を以下に示す。

## 現 状

### 【防災設備】

- ・新居関所構内の防災・防犯設備の設置・交換を令和2年度に実施しており、既存の消火栓の撤去や、水道管直結式屋外消火設備の設置を行っている。また、女改之長屋の自動火災報知設備は、建物の復元整備時に設置したものである。
- ・関所建物の自動火災報知機は、昭和25～27年（1950～1952）に設置したものであり、昭和58年（1983）に煙感知器の交換を行っている。

### 【防犯設備】

- ・関所建物南側の国道との境界部分や旧湖面の東側に設置された柵は、発掘調査に基づいて復元整備された施設ではなく、特別史跡指定地内の管理・防犯のために設置したものである。
- ・令和2年（2020）に監視カメラ4台と赤外線侵入センサーの設置工事を行っている（図4-17）。



図4-16 老朽化した電気設備

### 【電気設備】

- ・関所建物内のコンセントや電気配線などの一部の電気設備は、設置後数十年が経過している（図4-16）。

### 【植栽】

- ・特別史跡指定地内の植栽は、定期的なせん定と薬剤散布を実施している。
- ・平成16～17年（2004～2005）には、修景を目的として北護岸付近へクロマツの移植を行っている。この際、根巻きや防根シートの敷設による地下遺構の保護を行っている。

### 【特別史跡の管理に必要な施設】

- ・文化財保護法で定められている史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設のうち、境界標のみ設置していない。
- ・史跡標柱は大御門の西側にあり、榊形と大御門の影となる場所に設置している。
- ・説明板は駐車場内の四阿あずまや付近に設置している。

## 課 題

### ➤ 防災・防犯・電気設備の適切な設置や更新ができていない

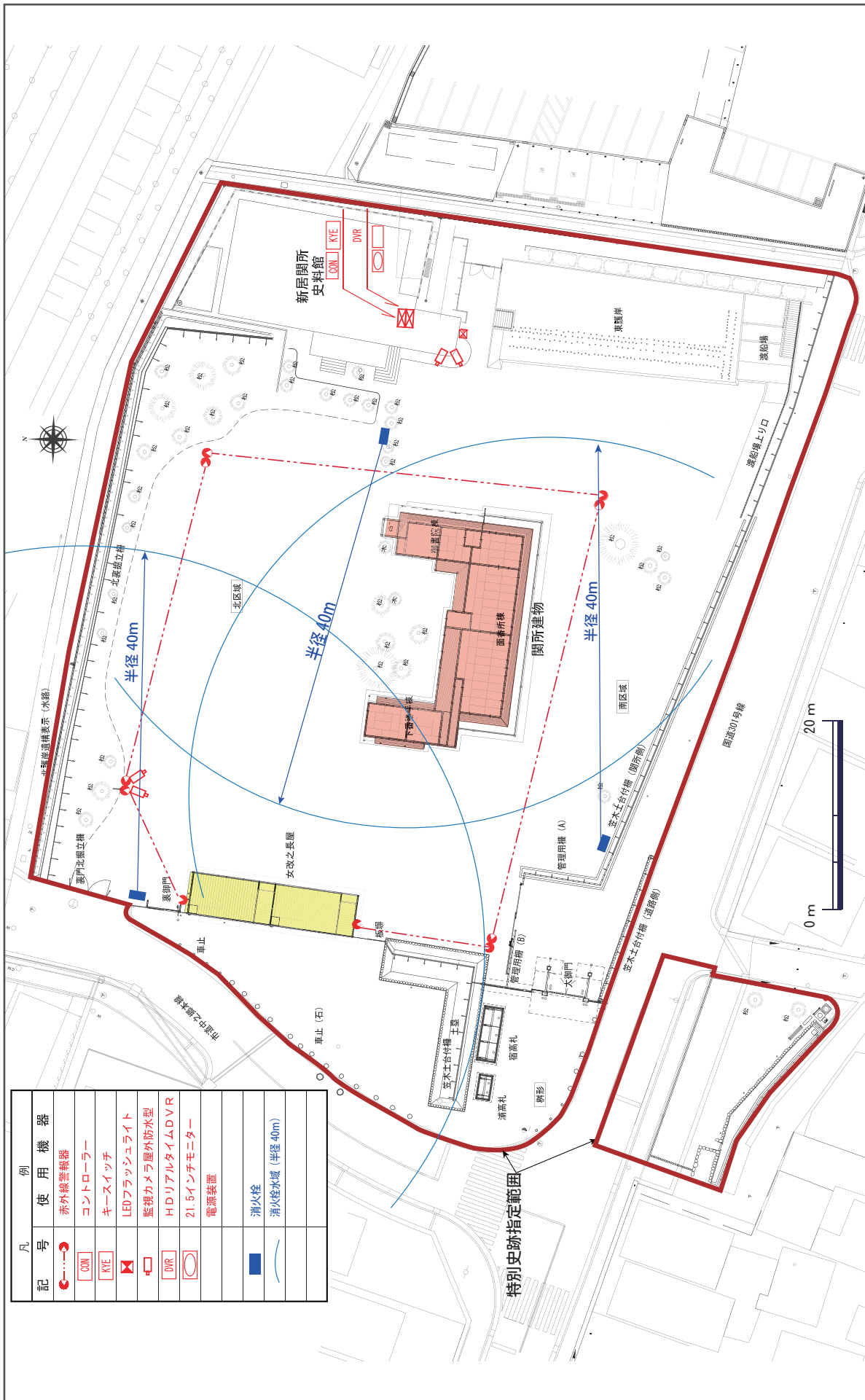
- ・関所建物内の自動火災報知機や電気設備の一部は著しく老朽化しており、漏電による火災や設備の故障のリスクが高い。
- ・監視カメラは構内の四隅にしか設置されておらず、関所建物内や女改之長屋西側などが死角となっている。また、船会所や土蔵、板塀や柵の復元整備後は、現状の防犯カメラおよび赤外線センサーの設置台数や位置では、特別史跡指定地全体を網羅することができない。

### ➤ 構内の植栽整備が不十分である

- ・平成16年（2004）以前に植栽された樹木は根巻き等の有無が不明であり、根の成長により地下遺構がき損する可能性がある。また、一部の植栽については構内の動線の妨げとなっている。
- ・関所建物北側の上番勝手棟が所在した箇所にクロマツが植栽されており、関所建物について見学者に誤った認識を与えている。

### ➤ 境界標・史跡標柱が適切な場所に設置されていない

- ・文化財保護法で設置が義務付けられている境界標が設置されていない。
- ・新居関所史料館が入口と出口を兼ねている現在の動線では、見学者が史跡標柱の存在に気が付きにくい。



凡号	例	使用機器
記号		赤外線警報器
		コントローラー
		キースイッチ
		LEDフラッシュライト
		監視カメラ屋外防水型
		HDリアルタイムDVR
		21.5インチモニター
		電源装置
		消火栓
		消火栓水域 (半径40m)

図 4-17 防災・防犯設備現状図

### (3) 活用のための整備における現状と課題

活用のための整備は、特別史跡を適切に公開するとともに、特別史跡が持つ価値を顕在化させるために行う整備であり、見学設備の拡充や、活用面で支障となる要素の除去などが該当する。新居関跡でも、構内の舗装整備による見学路の確保や、説明板・案内板の設置、見学の支障となっていた防火壁の撤去など、活用のための整備を継続的に実施している。また、新居関所史料館も活用のための施設であり、新居関跡の普及・啓発を行う拠点として、開館から40年以上使用し続けている。

以上を踏まえ、特別史跡指定地内の個別の構成要素、および新居関所史料館の整備における現状と課題を以下に示す。

#### a. 個別の構成要素の整備における現状と課題

##### 現 状

###### 【関所建物】

- ・書院棟は、昭和32年（1957）に図面史料に基づいて意匠整備を実施している。この時、江戸期の図面に便所が描かれている場所に見学者用の便所を設置したが、現在は使用や公開を行っていない。

###### 【構内舗装】

- ・新居関跡の入口から新居関所史料館にかけては雨天の足場養生のため、玉砂利による仮舗装を、関所建物の北側には碎石による仮舗装をそれぞれ施している（図4-18）。
- ・関所建物東側の護岸付近は、平成14年（2002）に土系舗装を整備した。また、関所建物南側は、平成19年（2007）に礫敷舗装を整備した。なお、いずれの整備事業も国庫補助金を利用している。
- ・これまでの舗装整備では、標高が最も高い関所建物から、護岸や特別史跡指定地周囲の側溝に向け自然排水がなされるように設計されている。



図4-18 仮舗装

###### 【地下遺構の平面表示】

- ・南側柵形広場の柵列および北側柵形広場の土塁延長部分に地下遺構の平面表示を展示している。

###### 【説明板・案内板】

- ・構内の説明板や案内板にはデザインの異なるものが複数存在している。
- ・特別史跡の解説板は令和3年度に駐車場の四阿南側に整備した。
- ・令和4年度には、特別史跡指定地内に所在する建造物等の可動式高札型説明看板を整備した。この説明看板は、二次元コードを用いた多言語化に対応している。

###### 【屋外展示物・石碑類・設置物】

- ・特別史跡指定地内の石碑には、新居町が昭和49年（1974）に設置した学制記念碑と、渡船場整備をきっかけに平成14年（2002）に設置した浮世絵石碑の他、風浪俳句会・千鳥俳句会が昭和36年（1961）に設置した歌碑、新居宿史跡案内人の会が平成17年（2005）に設置した無人島漂流者顕彰碑がある。
- ・新居関所機能時に使用されていた石樋や荷物石を、関所建物南側高札の前に展示している。
- ・旧新居町が新居関所のライトアップを行っていた際に使用していたコンクリート製ライト2個が、関所建物南側に所在している。
- ・上番勝手棟が存在していた関所建物北側部分は、昭和期に庭園風の整備が行われており、現在も手水鉢が置かれたままになっている。



## 課 題

### ➤ 書院棟便所の意匠整備を行っていない

- ・書院便所は現代の便器を設置したままであり、江戸期の様相とはかけ離れたものになっているため、関所建物全体を公開するうえで妨げとなっている。

### ➤ 構内の舗装整備が未完成である

- ・復元整備が進展しない影響で、構内全域の舗装整備が未実施であり、具体的な実施時期も定まっていない。
- ・舗装整備が完了するまでの暫定措置として玉砂利や碎石敷きで仮舗装を実施した箇所が、車椅子利用者の障壁となっている。

### ➤ 過去に整備した構内の舗装に劣化が生じている

- ・渡船場周辺の軟質土系舗装が雨により護岸側へ流出し、旧湖面内に沈殿している。また、夏場は藻や草が繁茂するため、頻繁に清掃や草刈りが必要となる。
- ・関所建物南側の礫敷舗装に劣化が生じている。
- ・関所建物北側の土蔵周辺の排水が十分に機能しておらず、雨天時には水たまりが生じるため、史跡の管理や見学の支障となっている。

### ➤ 地下遺構の平面表示が不十分である

- ・上番勝手棟や、復元整備が完了していない船会所や土蔵の平面表示を実施していないため、見学者へ建物配置や規模を正確に伝えることができていない。
- ・既存の平面表示についての説明板がないため、地下遺構をどのように表現しているかが見学者に伝わりづらい。

### ➤ 説明板や案内板のデザインや内容が不十分である

- ・異なるデザインの案内板や説明板が混在しており、全体で調和のとれたものとなっていない。
- ・案内板の一部は多言語化されていない。
- ・史跡の説明板は適宜増設しているものの、見学順路を示した案内板が不足している。

### ➤ 屋外展示物・石碑類・設置物が正しく設置されていない

- ・コンクリート製ライトや手水鉢等の設置物が構内の景観や動線の妨げとなっている。
- ・新居関跡の歴史に関係のない設置物が特別史跡指定地内に所在しており、見学者に誤った理解を与える要因となっている。
- ・新居関跡の歴史性を示す石樋や学制記念碑などが適した場所に置かれていない。

## b. 新居関所史料館の整備における現状と課題

### 現 状

#### 【展示施設】

- ・新居関所史料館は昭和 51 年（1976）に開館し、昭和 61 年（1986）に現在の受付部分を増築した。これ以降大規模な増築や改修は実施していない。また、現在の建物が位置する場所は、平成 11 年（1999）に特別史跡へ追加指定された場所である。
- ・平成 16 年度に耐震診断を実施し、社団法人静岡県建築史事務所協会より耐震評定書を取得している。その結果において、重要度係数（地震時に軽微な被害にとどまり、震災後でも使用可能）を考慮した診断により、耐震性能は非常によく、大地震に対して部分的に被害を受けるが、倒壊はしないとの結果を得ている。この部分的な被害とは、エントランス庇およびアプローチ片持ち梁が大地震に耐えられないとの所見である。
- ・収蔵庫にはこれまでに収集した新居関所関連史資料のほか、新居宿や東海道に関する資料を収蔵している。

### 【特別史跡指定地外への移設】

- ・平成 11 年度に作成した基本計画では、新居関所史料館を第 1 駐車場の北側へ移設することを目標としている。また、平成 30 年（2018）に策定した『湖西市公共施設再配置個別計画』では、令和 13～17 年（2031～2035）に新居関所史料館移設の実施計画と建設工事を計画している。

### 【駐車場】

- ・新居関所史料館の駐車場は、特別史跡指定地東側の第 1 駐車場と、南側の第 2 駐車場の計 2 箇所に設置している。
- ・第 2 駐車場は周辺飲食店等の利用者用駐車場として開放している。
- ・東側駐車場内には四阿や公衆トイレ、自動販売機を設置しており、新居関跡の見学者や駐車場利用者だけでなく、付近を通過するサイクリストや東海道を散策する観光客の休憩所となっている。
- ・第 2 駐車場は砕石敷きによる仮舗装を行っている。

## 課 題

### ➤ 史料館施設が特別史跡指定地内に立地している

- ・現在の建物は特別史跡指定地内に位置しており、特別史跡の保存活用上適した立地ではない。

### ➤ 新居関所史料館の老朽化が顕著である

- ・近年は施設の老朽化が激しく、修繕の実施頻度が高くなっている。特に事務室部分の床下や壁には数年に一度シロアリが発生しており、被害箇所の修繕に費用と労力を割いている。

### ➤ 収蔵・展示・バリアフリー設備が不足している

- ・収蔵庫や展示スペースが不足しており、企画展の開催に支障をきたしている。
- ・現在の施設にはエレベーターがないため、車椅子利用者は 2 階の展示を見ることができない。また、多目的トイレがないため、車椅子利用者や高齢者、こども連れの見学者等にとって不便である。

### ➤ 具体的な移設時期が定まっていない

- ・新居関所史料館の新設計画は存在するものの、財政上の課題や用地確保の問題により、具体的な実施時期が決まっていないため、当面の間現状の施設を使用する必要がある。

### ➤ 駐車場整備が不十分である

- ・第 2 駐車場の舗装が周辺の景観と調和していない。

## 第4節 運営体制の現状と課題

### (1) 計画の実施体制における現状と課題

本計画で示す施策を継続的に実施し、特別史跡の価値を後世に渡って守り、高めていくために、保存活用に関する事業の実施体制や庁内外の連絡体制を十分に整備する必要がある。

以上を踏まえ、運営体制における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

- ・湖西市が特別史跡の管理団体であり、特別史跡の保存活用に関する事業は、湖西市産業部文化観光課が主体となって実施している。
- ・新居関所史料館は正規職員1名と会計年度任用職員1名が交代で勤務しており、草刈りや施設点検等の史跡の維持管理や運営に関する諸作業のほか、企画展の計画・準備、旅籠紀伊国屋資料館に関する事務作業等を行っている。
- ・特別史跡指定地のうち、市有地部分の維持管理・整備・活用については原則的に湖西市の文化観光課が所管しているが、歩道や道路下の水道管等の設備は湖西市の都市整備部局や環境部局が所管しているため、必要に応じてこれらの関係部署と連絡調整を行っている。

#### 課 題

##### ➤ 計画の実施体制が不十分である

- ・特別史跡の保存活用に関する業務が年々増加しているため、業務を直接担当する職員の確保や専門職員の育成が不可欠である。
- ・新居関所史料館の職員のみで特別史跡や新居関所史料館の管理に関する事務作業に加え、旅籠紀伊国屋資料館の事務作業を行っているため、十分な活用事業が実施できていない。

##### ➤ 庁内の関係部局との連携が不足している

- ・特別史跡指定地の範囲や現状変更の制限について、庁内への周知が不十分であり、効果的な保存活用が行えていない。

### (2) 関係機関等との連携における現状と課題

現在の新居関跡の保存活用に関する事業は、湖西市が主導して実施している。一方で将来にわたって特別史跡の価値を守り、高めていくうえで、庁外の多様な組織との連携や新居関跡周辺に居住する地域住民の協力が不可欠である。

以上を踏まえ、関係機関等との連携における現状と課題を以下に示す。

#### 現 状

##### 【関係機関との連携】

- ・特別史跡指定地範囲内のうち、国有地である国道301号部分は静岡県浜松土木事務所が維持管理を行っている。
- ・国道301号の追加指定に際して、道路管理者である静岡県浜松土木事務所と管理についての協定を締結しており、「大御門および脇堀の一部」「笠木土台付柵の一部」「歩道部舗装・路盤の一部」「歩道縁石の一部」「その他柵形広場に属する施設」については、湖西市が静岡県浜松土木事務所から道路占用許可を受ける必要があること、湖西市が上記施設の清掃や維持管理を行うとともに、大御門を常時開放する必要があること等が記されている。
- ・特別史跡指定地内で実施する事業は、必要に応じて文化庁や静岡県文化財課の指導助言を受けている。
- ・整備事業の内容に関しては整備委員会の指導・助言を、新居関所史料館の管理・運営に関しては「新居関所史料館運営委員会」（以下、運営委員会）の指導・助言を受けている。

### 【地元組織との連携】

- ・ 来場者への解説は、地元住民により構成されるボランティアガイド団体の新居宿史跡案内人の会が行っており、学習プランやイベント等の運営にも長年携わっている（図 4-19）。
- ・ 近隣で町歩きイベントが開催される場合は、地元団体である NPO 法人新居まちネットや、湖西・新居観光協会等と協力・連携している。
- ・ 新居関跡で火災が発生した場合の初期消火は、周辺住民により構成される新居関所防火協力隊および泉町自主防災会と協力して実施することとなっている。



図 4-19 案内人の会による説明案内

### 課 題

#### ➤ 関係機関との連携体制を構築する必要がある

- ・ 国道 301 号部分の管理を行ううえで、管理者である浜松土木事務所との連絡調整が不可欠である。
- ・ 文化庁および静岡県との連絡調整が適切に行われなかった場合、無断現状変更やき損につながるおそれがある。
- ・ 整備事業や活用事業へ様々な立場からの知見を反映していくうえで、整備委員会や運営委員会が継続的に開催され、議論の場として適切に運営されていく必要がある。
- ・ 新居関跡の保存活用を実施していくうえで、新居宿史跡案内人の会の協力が不可欠である一方で、会員の高齢化や後継者不足が深刻となっている。
- ・ 新居関跡の保存活用を行ううえで、地元組織や地域住民の協力が不可欠である一方で、十分な協力体制が築けていない。